

青森県教育委員会第919回定例会会議録

1 期 日 令和7年8月6日（水）

2 開 会 午前10時

3 閉 会 午前10時55分

4 場 所 教育委員会室

5 議事目録

報告第1号 下北地区統合校の校舎等整備方針について

報告第2号 行政文書一部開示決定処分に対する審査請求に係る青森県情報公開・個人情報保護審査会への諮問について・・・・・・・・・・（別紙）

報告第3号 令和7年度全国学力・学習状況調査の結果について

議案第1号 青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針(案)について・原案決定

議案第2号 県重宝の指定及び県天然記念物の指定の解除について・・・・原案決定

6 出席者等

・出席者の氏名

風張知子（教育長）、平間恵美、新藤幸子、安田 博、松本史晴、中野博之

・欠席者の氏名

なし

・説明のために出席した者の職

坂上教育次長、早野教育次長、高橋教育政策課長、伊藤職員福利課長、下山学校教育課長、小関教職員課長、福士学校施設課長、清川生涯学習課長、高井スポーツ健康課長、山舘文化財保護課長、佐藤高等学校教育改革推進室長

・会議録署名委員

新藤委員、安田委員

・書記

工藤奈保子、佐藤栞

7 会 議

事務局からの報告

(早野教育次長)

既に報道により御存知のことと思うが、去る7月24日、県内の中学校教諭が「不同意性交等」の疑いにより逮捕される事案が発生した。

事案の概要は、警察の発表によると、令和7年7月5日、青森市内のホテルにおいて、県内居住の女子中学生に対して、わいせつな行為を行ったものである。

今後は、可能な限りすみやかに事実関係を確認し、厳正に対処して参る。

(教育長)

今回の事案が事実であるとすれば、教育公務員として、絶対にあるまじき行為であると同時に、生徒や保護者をはじめ、県民の皆様の信頼を著しく損ねる行為であり、極めて遺憾である。

今後は、事実関係を確認し、厳正に対処して参る。

8 議 事

報告第1号 下北地区統合校の校舎等整備方針について

(早野教育次長)

下北地区統合校の校舎等整備方針について御説明する前に、先般、3回目となる下北地区統合校に関する説明会を開催したため、概要について御報告する。

初めに「1 開催趣旨」、「2 開催日時・場所等」についてである。

第2回説明会において参加者からいただいた御意見等に対する教育委員会の考え等を説明するため、7月28日にむつ市において開催し、参加者数は49名であった。

次に「3 説明内容」について、説明会では、「前回の説明会でいただいた「なぜ令和9年4月に開校するのか。新校舎の完成まで開校時期を先延ばしするべきではないか。」といった御意見等に対する考え」、「施設整備方針の決定に向けて」、「情報発信について」説明した。

次に「4 主な意見等」について、県教育委員会からの説明に対し、参加者からは、一つ目として、開校時期については、「改修であってもこのスケジュールどおり進むとは限らない。先行きが不透明な中、令和9年4月にこだわるのはなぜか。」という意見があった一方で、「開校時期を先延ばししても将来どうなるかは分からない。統合校の入学を目指して頑張っている生徒もいるので、令和9年4月の開校は賛成である。」という意見もあった。

二つ目として、校舎等整備方針案については、「県教育委員会が示すリニューアル改修を軸とした案が整備内容、スケジュールともに現状で最善だと思う。」、「これまでの説明会で出された意見等も含め、地域の要望が反映されていると思う。」といった意見があった。

3回目の説明会の概要は以上であり、これまでの説明会を通じて、県教育委員会が示してきた下北地区統合校の開校時期及び施設整備方針案については、地域から一定の理解が得られたものと考えている。

次に、下北地区統合校の校舎等整備方針について、御説明する。

下北地区統合校については、既存校舎の改築を整備方針としてきたところであるが、本年3月、管理・教室棟改築工事が入札中止となったことから、こどもたちが安心して学べる環境づくりを着実に進めることを最優先としながら、工事期間中における学習環境への影響を最小限に抑えることを重視するなど、様々な観点から検討した結果、次のとおり校舎等の整備方針について、令和7年7月31日教育長決裁により、決定したため御報告する。

決定した整備方針は、「既存校舎のリニューアル改修を軸とした整備」であり、その内容は、「全学年15学級を収容できる新校舎を整備」、「新校舎完成後、既存校舎のリニューアル改修を進める」、「既存校舎のリニューアル改修完了後、新校舎を実習棟等として活用していくもの」であり、これまでお示ししてきた整備方針案のとおりとなっている。

(平間委員)

これまで県民の皆さんに対し丁寧な説明を重ねてきた結果であると思われる。今後もさらに御意見を聞きながら進めていただきたい。

こどもたちの夢に関わってくるため、令和9年4月開校を目指し、一丸となって頑張りたい。

(教育長)

他に御意見等はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

報告第2号 行政文書一部開示決定処分に対する審査請求に係る青森県情報公開・個人情報保護審査会への諮問について (非公開の会議につき記録別途)

報告第3号 令和7年度全国学力・学習状況調査の結果について (下山学校教育課長)

今年4月14日から17日に実施された、令和7年度全国学力・学習状況調査の結果について御報告する。

はじめに、本県における調査結果についてである。

本県公立小・中学校の国語、算数・数学及び理科の平均正答数・平均IRTスコアは、全ての調査教科において、ほぼ全国と同等という結果あった。

分布についても、ほぼ全国と同等であった。

次に、文部科学省が作成した本県の教科に関する調査及び児童生徒質問調査の結果を標準化したチャートについてである。内側の点線の円が全国の平均値となっている。「教科

を中心とした学力・学習状況」の図について、国語と理科に関する領域、主体的・対話的で深い学びの領域が、小・中学校ともに全国より高い状況にある。「その他の学力・学習状況」では、小学校では「主体的な学習の調整」、中学校では「向社会性」の領域が全国より高い状況にある。

次に、児童・生徒質問調査についてである。「①主体的・対話的で深い学びに関すること」については、小・中学校ともに、全国と比較して高い状況にある。

「その他の学力・学習状況」で、小学校、中学校で特に全国よりも高い領域の状況を資料に掲載している。

こちらは、児童・生徒質問調査から、こどものウェルビーイングの実現に関連が深いと考えられる項目を取り出したものである。昨年に続き、小・中学校ともに全国平均をほぼ上回っている状況となっている。

2 県教育委員会の今後の予定としては、今秋に文部科学省から提供されるデータと併せて、さらに詳細な分析を実施する予定である。

結果分析を基に、各学校での指導の改善に資する指導例を作成し、11月中旬を目標に、ホームページに掲載する予定である。

今回の結果は、児童生徒が興味・関心をもって、学習に取り組んできたことや、各学校が積極的に授業改善に取り組んできたことに加え、児童生徒の心身の状況や学習状況を把握し、支援しながら、指導を積み重ねてきたことによるものと捉えている。

各学校においては、自校の調査結果を丁寧に分析し、学習指導上の課題を明らかにするとともに、その改善に向けて学校全体で取り組むことを期待している。

今後、調査結果について詳細な分析を行い、各学校に指導の改善に資する情報を提供するなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を目指して取り組んで参る。

(中野委員)

全国と比較しても遜色ない成績であり、先生方が頑張った様子がよく把握できた。

改善に取り組むというと、だめなところを直すようなイメージがあるが、頑張っている部分や良かった部分を認め、「この部分については優れている」と宣伝し、先生方を励ましていただきたい。

特にウェルビーイングに関する項目の「あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見の良さを生かして解決方法を決めている」について小・中学校ともに非常に評価が高く、積極的・主体的に学校生活を良くしようというものの表れであると思う。とても充実した学級生活を送っていることを先生方にぜひ認めていただきたい。

一方で、全国学力・学習状況調査では「できた」「できない」を議論しがちであるが、問題そのものが授業改善のメッセージとなっているため、1問1問にどういったメッセージが込められているのかを県教育委員会でも分析していただき、どういう授業をしていけば良いのかという参考として、活用していただきたいと考える。

(平間委員)

現場の先生方の努力が結果として出ていると考える。

先生方にもこの結果を肯定的に捉えていただき、今後の授業改善や子どもたちとの向き合い方の参考として取り組んでいただきたい。

また、学びに関しては、家庭との連携も大きく関わってくると考える。ぜひ各学校においては、この結果をそれぞれの家庭や保護者の方たちと共有し、家庭の学びにおいても学校と連携して子どもたちの能力が向上していくことを願っている。

(新藤委員)

子どもたちはもちろん、先生方も非常に頑張っていることが伝わった。

子どもたちのウェルビーイングに関する項目の「困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」については全国と比較すると低くなっており、学校の先生方に余裕がなければ子どもたちからの相談も聞けないため、心の余裕や安心感を作っていくことでそういった点が改善できると考える。

また、「自分と違う意見について考えるのは楽しい」という項目でも、対話をしていくことで改善できるのではないかと考える。

今後はこの結果を踏まえながら改善等頑張っていただきたい。

(教育長)

他に御意見等はあるか。なければ報告第3号については、青森県教育委員会として了解した。

議案第1号 青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針(案)について

(坂上教育次長)

青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針(案)について御説明する。

まず、「1 基本方針(案)に係る検討」であるが、令和10年度以降の魅力ある県立高等学校の在り方について検討するため、令和5年5月、本県の高等学校教育に関する知識・経験を有する有識者で構成する青森県立高等学校魅力づくり検討会議を設置し、令和7年2月に検討結果報告書を提出いただいた。

同報告書の内容や教育委員会会議におけるこれまでの審議状況等を踏まえ、令和10年度以降の魅力ある県立高等学校づくりに関する基本的な方向性等を示すものとして、この度、基本方針(案)を取りまとめたものである。

次に、「2 基本方針(案)の内容」についてはこの後御説明するが、「3 今後のスケジュール」にあるとおり、基本方針(案)については、パブリック・コメントを実施するとともに、県内6地区において地区懇談会を開催するなど、県民の皆様から幅広く御意見を伺って参る。

その後は、県民の皆様からいただいた御意見等を踏まえながら、10月頃に予定している基本方針の策定に向け、引き続き検討を重ねて参りたいと考えている。

続いて、基本方針(案)の内容について御説明する。

まず、「計画策定の趣旨」について、「1 高等学校教育を取り巻く環境」として、本県の中学校卒業予定者数が大幅に減少し、現在の学校規模の標準や学校配置の考え方について改めて検討することが必要となっている。また、社会の急激な変化に伴い、子どもたちに将来の予測が困難な時代を生き抜いていく力を身に付けさせる必要がある。さらに、中学校を卒業したほぼ全ての生徒が高等学校に進学しており、生徒の個性や学習ニーズ等が多様化している。このため、これからの高等学校教育には、生徒の個性等に応じて可能

性を伸ばす「多様性への対応」を図りつつ、全ての生徒が社会で生きていくために必要な資質・能力を共通して身に付けられるよう「共通性の確保」を併せて進めることが必要となる。

次に、「2 本県が目指す人財の育成」であるが、新しい時代を主体的に切り拓くことのできる人財として、「本県や地域の発展・成長を牽引する人財」「国内外でリーダーとして活躍する人財」「技術革新の進展や産業構造の変化に対応し、産業の発展に向けて主体的に取り組む人財」の3つを掲げている。また、生徒一人一人が新しい時代を主体的に切り拓くことができるよう、グローバルな視野、郷土を愛する心、チャレンジングマインドを育むとともに、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を偏りなく育むものである。

次に、「3 計画策定の目的」であるが、本計画は、新しい時代に求められる資質・能力を主体的に身に付けられるよう、生徒の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための魅力ある高等学校づくりを推進することを目的として策定するものである。

「高等学校の魅力づくりに向けた基本的な考え方」について、「1 計画の構成・期間等」であるが、本計画は、令和10年度からの10年間を期間とする基本方針と、5年ごとの前期・後期実施計画で構成する。

次に、「2 地域とともにある高等学校づくり」であるが、地域等との対話を通じて、県民の理解と協力を得ながら、実施計画策定に向けて取り組むこととしている。具体的には、実施計画案公表前に、各地区の実情に応じた目指す学校像等の学校の在り方について御意見を伺う地区懇談会を実施するとともに、各地区の望ましい学校配置案について協議する「学校の在り方地区検討委員会」を設置する。さらに、実施計画案公表後は、地区懇談会、パブリック・コメント、市町村への意見照会を実施するなど、市町村や地域等と対話しながら、実施計画を策定するものである。

次に、「3 魅力ある高等学校づくりの3つの柱」であるが、「生徒が『行きたい』と思う各校の魅力づくり」「生徒が『学びたい』と思う各学科の魅力づくり」「生徒の『行きたい』『学びたい』に応える学校配置」の3つを掲げ、併せて、現行計画からの変更点を示している。

変更点の1つ目として、重点校及び拠点校制度を解消し、これまでの連携によって得られた成果を生かしながら、各校が目的に応じて様々な主体と連携・協働できる環境の更なる充実を図るなど、自校の生徒の学習ニーズに応えるための各校の主体的な連携・協働へと発展させるものである。

変更点の2つ目として、大学や地域、関係機関との連携・協働等により普通科の特色化を更に推進し、その牽引役として新たな学科の設置を検討する。

変更点の3つ目として、学校規模の標準を設定せず、各地区の学校配置の状況や通学環境、各校の果たす役割、特色ある教育活動の内容等を考慮しながら、柔軟な視点による学校配置に取り組んでいく。

変更点の4つ目として、地域校制度を解消し、各実施計画期間開始時において、市町村に1校のみ配置される1学年当たり2学級以下の規模の高等学校を、地域等と一体となって学校の活性化に取り組む「地域共育校」として配置する。地域共育校については、地域等との対話を通じて、学校の活性化策、学級減や募集停止を含む学校の在り方を協議していく。

ここからは、先程御説明した3つの柱のそれぞれの方向性を示している。

まず、柱1の「生徒が『行きたい』と思う各校の魅力づくり」では、「1 特色化の推進」として、分かりやすいスクール・ミッションの策定や、生徒の目線に立った授業改善、探究的な学び、キャリア教育、STEAM教育等の充実、スクール・ポリシーやグランドデザインの改善・周知、各校の特色ある教育活動の情報発信、全国からの生徒募集に係る導入校における取組の充実や新たな導入の検討を行う。

次に、「2 教育活動の充実」であるが、「柔軟で質の高い学びの推進」として、中高一貫教育、単位制、総合選択制を生かした教育活動の充実及びこれらの教育制度の導入校の見直しや拡充の検討を行うとともに、データやテクノロジーを活用した学びの充実や遠隔教育の推進を図るものである。また、「柔軟な学び方の提供」として、学校・課程の枠を超えて科目を履修できる体制の充実を図るとともに、定時制課程については、昼間部・夜間部の枠を超えて学習時間帯を選択できる体制の充実。通信制課程については、後期入学や転入学・編入学に対応した体制の充実を図るものである。さらに、「生徒の学びを支えるきめ細かな指導と支援の充実」として、少人数学級編制によるきめ細かな指導の充実を図るとともに、少人数学級編制の実施校の拡充や幅広い選択科目を開設できる体制の整備等について検討する。また、特別支援学校等との連携・協働や、スクールカウンセラー等の外部人材の活用を推進するとともに、通級による指導の更なる充実を図るものである。

次に、「3 学校や社会とつながる協働的で多様な学びの充実」についてであるが、各校が生徒の学習ニーズに応じた学校や社会とつながる協働的で多様な学びを展開するための環境整備を進め、高等学校間・学科間の連携・協働のほか、小・中学校や大学、地域・関係機関等との連携・協働を推進する。

次に、柱2の「生徒が『学びたい』と思う各学科の魅力づくり」については、「1 普通教育を主とする学科及び普通科系の専門学科」においては、各校の特色を踏まえた学びや、関係機関等との連携・協働による発展的な学びの充実を図るとともに、設置趣旨や中学生のニーズ等を踏まえながら、新たな学科の設置を含む学科等の見直しについて検討する。

「2 職業教育を主とする専門学科」においては、大学や地域、関係機関等との連携・協働による地域の産業や先進的な技術に関する学び、本県の産業の発展を担う将来のスペシャリスト育成に向けた実践的な学びの充実を図る。また、本県の産業構造の変化を見据えるとともに、中学生のニーズ等を踏まえながら、学科等の見直しについて検討する。

「3 総合学科」においては、将来の生き方や進路について考察する学びの充実を図るとともに、多様な選択科目の設定に取り組んで参る。また、生徒のニーズ等を踏まえながら、系列の見直しや学科改編について検討する。

次に、柱3の「生徒の『行きたい』『学びたい』に応える学校配置」では、「1 全日制課程における学校配置の観点」として、「高等学校教育を受ける機会の確保」と「充実した教育環境の整備」の2つの観点を示している。

次に、「2 全日制課程における学校配置の方向性」については、学校配置の2つの観点を踏まえ、6地区ごとに様々な役割を担う高等学校の配置を計画的に進めるとともに、各地区において、柔軟で質の高い学びを提供できる教育環境を整備するため、統合等を含む計画的な学校配置について検討する。

また、各実施計画期間開始時において、市町村に1校のみ配置される1学年当たり2学級以下の規模の高等学校については、地域等と一体となって学校の活性化に取り組む「地域共育校」として配置する。なお、本県の基幹産業の一つである第1次産業の人財育成を担う農業科・水産科が設置されている高等学校については、地域共育校の対象とせず、学

科の選択肢を確保する。

地域共育校については、学校や市町村等の関係者で組織する地域協議会を設置し、学校の活性化に向けた方策や学校の在り方等について協議する。

また、毎年度、学校の活性化に向けた取組の成果や課題を検証し、更なる改善策、学級減や募集停止を含む学校の在り方について協議する。協議の結果、募集停止となる場合は、市町村と連携しながら、通学手段を確保する方法や募集停止後の校舎等の利活用について協議する。

「3 定時制・通信制課程における学校配置の観点」としては、生徒の進路志望や個性、ライフスタイル等に応じた柔軟な学び方が可能となる環境を広く提供することとしている。

「4 定時制・通信制課程における学校配置の方向性」としては、引き続き、現在の配置の考え方を基本とする。なお、通信制課程においては、生徒の面接指導（スクーリング）に伴う通学の負担が軽減されるよう、オンライン教材等の多様なメディアを利用して行う学習の充実を図る。

基本方針（案）に関する説明は以上となる。冒頭で御説明したとおり、基本方針（案）については、パブリック・コメントや地区懇談会を実施し、県民の皆様から広く御意見を伺った上で、10月頃の基本方針の策定を目指して参る。

（平間委員）

これまでいただいた意見がわかりやすくまとまっていた。

また、これまでは「青森県立高等学校教育改革推進計画」として進めてきたが、今回から「青森県立高等学校魅力づくり推進計画」と改名している。その理由は何か。

（佐藤高等学校教育改革推進室長）

社会が急激に変化する中であっても、生徒が新しい時代に求められる資質・能力を身に付けられるよう、学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長することが必要であり、生徒が「行きたい」「学びたい」と思う魅力ある高等学校が求められている。

このため、こどもたちの目線に立った高等学校の魅力づくりを更に推進する必要がある、こうした姿勢を県民に対して明らかにするため、「青森県立高等学校魅力づくり推進計画」としたものである。

（平間委員）

大変良い名称である。「魅力づくり」は我々が共有しなければならない大きな課題である。この計画ができることにより、こどもたちに学校の魅力が伝わることを願う。

（安田委員）

基本方針（案）の6ページに示されている実施計画策定に向けた新たな取組のうち、地区懇談会について、実施計画（案）公表前に開催することとした理由を伺いたい。

（佐藤高等学校教育改革推進室長）

県民の理解と協力を得ながら、地域とともにある高等学校づくりを進めることができるよう、実施計画（案）公表前に、各地区の実情に応じた目指す学校像等の学校の在り方について、広く県民から御意見を伺うために開催することとしたものである。

(松本委員)

同じく6ページにあるように、新たに「学校の在り方地区検討委員会」を設置することとしている。おそらく望ましい学校配置案について協議する委員会であると思われる。第1期及び第2期実施計画の策定に当たっては「地区意見交換会」を実施してきたが、両者の違いは何か。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

「学校の在り方地区検討委員会」では、先程御説明した地区懇談会でいただいた学校の在り方に関する御意見を踏まえた上で、各地区の望ましい学校配置案について協議することとしている。

また、地域等との対話を通じて、地域とともにある高等学校づくりを進める必要があることから、今回から新たに市町村長を委員とすることを想定しているものである。

(松本委員)

学校の在り方地区検討委員会は、どのように進めることを想定しているのか。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

学校の在り方地区検討委員会は、実施計画の策定に向け、基本方針や令和19年3月までの中学校卒業予定者数の推移、学級数の見込み等を踏まえ、地区の具体的な学校配置について、各地区の市町村長、市町村教育委員会、PTA関係者、産業界関係者等、様々な立場の方々から御意見をいただきながら、地区の望ましい学校配置案を検討することとしている。

なお、本検討委員会は、基本方針策定後、地区懇談会を実施した上で、6地区で開催する予定である。

(新藤委員)

今回から新たに魅力ある高等学校づくりの3つの柱が示され、現行計画からの変更点が明記されたことで、ポイントが非常に押さえやすく、県民にとっても分かりやすいものとなったと感じている。

基本方針(案)概要3ページの現行計画からの変更点②に「普通科の特色化を更に推進し、その牽引役として新たな学科の設置を検討」とあるが、基本方針(案)10ページに示されているような学科を設置している他県の事例をお知らせ願う。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

全国の状況として、国の普通科改革を踏まえた新たな学科は、設置が可能となった令和4年度から年々増加している。

他県の事例の一部を紹介すると、兵庫県立御影高校では、文理探究科を設置し、人文・社会科学に、自然科学分野も取り込んだ学際的な学びを展開し、課題に協働的に取り組み、広い価値を創造する生徒の育成を目指しているものである。

また、長崎県立松浦高校では、地域科学科を設置し、自分の将来について考え、その実現に向けた実践につなげる教育活動である「松高キャリア・プランニング」や、地域課題解決型学習を行う「まつナビ・プロジェクト」等により、地域社会の未来を担うリーダー

の育成を目指しているところである。

(中野委員)

基本方針（案）12ページにあるように、学校規模の標準を設定しないこととしているが、その理由はなにか。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

現行計画においては、幅広い進路選択に対応できる教科・科目の開設や、学校行事をはじめとする特別活動等の充実等の観点から、基本となる学校規模の標準を定めているところであるが、今後の中学校卒業予定者数の更なる減少や、通学環境の変化等を見据えると、柔軟な視点による学校配置に取り組む必要があると考えている。

このため、学校規模の標準は定めないものの、「高等学校教育を受ける機会の確保」と「充実した教育環境の整備」の2つの観点を踏まえ、中学生のニーズや地域の実情等を考慮しながら、「多様な目標を持つ生徒同士の学び合いの機会を提供する高校」や「幅広い進路選択に対応する高校」など、様々な役割を担う高校を配置することとしているものである。

(中野委員)

学校規模の標準を設定せずに、生徒に充実した教育環境を提供することは可能なのか。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

現在、スクール・ミッションの策定により各校の役割が明確になり、その下で特色化が進められているほか、他校や地域・関係機関等との連携体制の構築、遠隔教育の推進等により、様々な方法で教育活動の充実に向けた取組が進められている現状がある。

こうした現状を踏まえると、一定以上の学校規模を維持することで教育活動の充実を図るだけでなく、多様な主体との連携や遠隔教育の推進等により、教育活動を更に充実させながら、高校教育の質の確保・向上を図ることができるものと考えている。

(新藤委員)

地域共育校について、大変良い名称である。地域と共に子どもたちを育て、共に育っていく学校という意味が込められていると解釈した。

地域共育校の配置の基準を、市町村に1校のみ配置される1学年当たり2学級以下の規模の高校とした理由は何かお知らせ願う。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

魅力づくり検討会議において、「多くの生徒との関わりの中で多くの学びを得るため、原則として1学年当たり3学級以上の規模は必要である」「大規模校と比較すると、小規模校では、多様な生徒との関わりが少なく、人間関係が固定化されやすいほか、教員数や生徒数が少ないため、教科・科目の専門性の維持や学校単独での行事の実施が難しい場合もある」「小規模校については、地域の理解と協力を得ながら、学校と地域が一体となって教育活動を推進することができる体制を整備する必要がある」との意見があった。

このことから、各実施計画期間開始時、市町村に1校のみ配置される1学年当たり2学級以下の規模の高校については、地域協議会を設置し、地域等と一体となって学校の活性

化に取り組む「地域共育校」として配置することとしたものである。

(新藤委員)

前期実施計画において、地域共育校に該当する高校は具体的にどこになるのか。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

現在の地域校である鰯ヶ沢高校、六ヶ所高校、大間高校、三戸高校の4校に加え、野辺地高校が該当する。

(平間委員)

地域共育校の対象から農業科と水産科が除かれているが、昨今、中学生のニーズが低下してきており、地域共育校と同様、学校の活性化に取り組みながら、学校の在り方を検討していく必要があると思う。このことについてどのように考えているか。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

農業科及び水産科は、本県の基幹産業の一つである第1次産業を支える人財を育成する役割を担っていることから、地域共育校の対象とはせず、学科の選択肢を確保することとしたものである。

一方で、農業科及び水産科の1次志望倍率及び志願倍率は低下傾向にあり、平間委員から御指摘のとおり、中学生のニーズが低下してきている現状である。中学生や保護者に学科の魅力や特色ある教育活動を発信するとともに、大学や地域・関係機関等と連携しながら、生徒が「学びたい」と思う学科の更なる魅力づくりを進める必要があると考えている。

また、生徒が新しい時代に求められる資質・能力を身に付けるための学びを提供するため、農業や水産の学びは維持しつつ、学科改編や統合等、本県の産業の方向性を踏まえた学科の在り方については、引き続き、検討する必要があると考えている。

(平間委員)

前回の会議でも同様の部分について話したが、現場の先生方をどう指示していくか、校長先生方も努力しているところである。

先日農業・水産高校の生徒と小・中学生が一緒に学ぶ機会があり、実際に高校で学ぶ内容を知り、高校生が学んでいる姿を見たことで小・中学生達は大変興味を持ったようである。

今後もそういった地道な活動が必要であるが、学校だけでは大変であるため、県教育委員会としてもバックアップしていただきたい。

(中野委員)

基本方針(案)13ページの変更点④に「地域校制度を解消」とあるが、募集停止等の基準がなくなること、入学者数が極端に少ない状況が続く、高校教育として求められる質の確保に影響が生じるのではないかと懸念している。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

地域共育校においては、募集停止等の基準は設定していないが、引き続き、高校教育として求められる質の確保・向上を図る必要があると考えている。

このため、地域共育校が教育活動の質の向上に計画的に取り組むことができるよう、県や学校、地域、市町村等の関係者で組織する地域協議会を設置し、学校の活性化に向けた方策等を協議することとしている。

また、毎年度、学校の活性化に向けた取組を進め、その効果や課題の検証を行うとともに、高校教育として求められる質の確保の観点を考慮しながら、検証結果や入学者数の状況に応じて、更なる改善策、学級減や募集停止を含めた学校の在り方について協議することとしている。

(安田委員)

高校教育改革の推進については、本県の未来を担うこどもたちのための教育環境を整備するために必要なことであり、各地域の方々にも内容を御理解いただくとともに、幅広い意見を伺いながら進めることが大切であると思っている。

今後、地区懇談会やパブリック・コメントを実施するに当たり、SNSやホームページ、新聞、テレビ等の各種メディアを通して、事務局では広報活動を充実させていただきたい。

(平間委員)

学校の在り方地区検討委員会において、各市町村長を委員とすることを想定していると説明があったが、大変良いことである。高校は地域と共にある学校という意味でも、それぞれの地区において学校の役割が大変重要になってくると思われる。地域を作る上で市町村長からの御意見をいただきながら、ぜひ委員として参加いただき、こどもたちのための案を共に考えていければ良いと考える。

また、今回事務局から提示のあった基本方針は、具体的な取組を示す前期実施計画の策定に向けた基本的な考え方を示すものであると認識した。基本方針（案）に対する県民の意見をしっかりと確認していく必要がある。

そのため、次回以降の教育委員会会議では、地区懇談会やパブリック・コメントにおいてどのような意見があったか、会議資料として示していただきたい。

(教育長)

他に御意見等はあるか。なければ議案第1号については継続審議とする。

また、平間委員からもあったように、青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針の策定に向け、県民の皆様の御意見を踏まえながら検討を行う必要があるため、事務局では、地区懇談会やパブリック・コメントで県民からいただいた御意見について、次回以降の教育委員会会議で報告するようよろしくお願いします。

議案第2号 県重宝の指定及び県天然記念物の指定の解除について

(山舘文化財保護課長)

令和7年7月21日に開催された令和7年度第1回青森県文化財保護審議会において、県重宝（考古資料）として「小牧野遺跡出土品」を指定すること、県天然記念物「薬師寺の石割カエデ」の指定を解除することが適当であると答申があったため、提案するものである。

「小牧野遺跡出土品」は、平成25年に青森市有形文化財に指定され、青森市小牧野遺

跡保護センターに収蔵されている。保存状態は良好で、縄文時代における生活や精神文化の研究に大きく寄与する資料であるとともに、史跡小牧野遺跡の環状列石の用途や性格を解明する上で極めて重要な資料であり、県重宝に指定し、永く保護すべきものと考えている。

「薬師寺の石割カエデ」は、形状や樹齡、生育条件などを総合して見た場合、他に類例のない価値の高いものとして、平成２６年に県天然記念物に指定されている。令和元年度には県費補助事業として土壌改良を実施していたが、今年度の現地調査において、樹木医から「萌芽は確認できず、枯死したとみなすことができる」と所見があり、所有者である宗教法人薬師寺から滅失届が提出されたため、指定を解除するものである。

（教育長）

何か質問、意見はあるか。なければ議案第２号については原案のとおり決定する。